

※総会当日は，本議事次第を御持参ください。

## 平成 27 年度京都市建築協定連絡協議会総会

### 議事次第

- と き 平成 27 年 6 月 7 日（日）  
午後 1 時 30 分～4 時 00 分
- ところ ハートピア京都 4 階 第 4・5 会議室  
（京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地）  
電話 075-222-1777

京都市建築協定連絡協議会

## 平成27年度京都市建築協定連絡協議会総会 次第

13:10～ 受付開始

13:30～ 開 会

京都市建築協定連絡協議会 会長 桑原 尚史

13:40～ **第 1 部 議事**

(1) 議事

第1号議案 平成26年度事業報告及び決算報告

第2号議案 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)

第3号議案 規約改正

(2) 事務連絡

(3) 質疑応答

14:20～ ( 休 憩 )

14:30～ **第 2 部 建築協定運営委員研修**

(1) 講習「建築協定とは？」 (15分程度)

(2) 運営の基本 (事例紹介) (15分程度)

(3) 図面の見方等演習・解説 (35分程度)

15:35～ アンケート記入・意見交換(15分程度)

15:50～ 閉会挨拶

16:00 閉 会

## 平成 26 年度事業報告

- (平成 26 年) 4 月 17 日 (木) 第 1 回「役員会」  
議題：平成 26 年度事業計画・予算案
- 5 月 15 日 (木) 第 2 回「役員会」  
議題：平成 26 年度総会
- 6 月 7 日 (土) 平成 26 年度総会  
(参加者：18 運営委員会, 30 名)  
第 1 部：議事  
第 2 部：講演会  
『成年後見制度について』  
講師 なごみ司法書士事務所 大和田健介氏
- 6 月 26 日 (木) 第 3 回「役員会」  
議題：総会総括, 平成 26 年度活動内容,  
建築協定ニュース, 他都市研修会
- 8 月下旬 広報紙「建築協定ニュース」vol. 8 発行  
(カラー 7,000 部)
- 9 月 11 日 (木) 第 4 回「役員会」  
議題：他都市研修会
- 10 月 19 日 (日) 他都市研修会  
(参加者：14 運営委員会, 17 名)  
訪問先：大阪市 平野郷地区  
(地区見学, 地元役員の方と意見交換)
- 12 月 4 日 (木) 第 5 回「役員会」  
(議題：勉強会・意見交換会)
- (平成 27 年) 1 月 31 日 (土) 勉強会・意見交換会  
(参加者：12 運営委員会, 16 名)  
ワールドカフェによる意見交換会  
ファシリテーター：NPO 京都景観フォーラム 内藤郁子氏
- 2 月 26 日 (木) 第 6 回「役員会」  
(議題：建築協定だより第 37 号, 平成 26 年度活動総括)
- 3 月下旬 広報紙「建築協定だより」第 37 号発行  
(カラー 7,000 部)

## 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額		備考
前年度繰越金	31,888	31,888	0	
京都市建築協定支援補助金	580,000	557,151	22,849	事業費×1/2
建築協定連絡協議会負担金	430,000	404,000	26,000	
協定地区運営委員会負担金	370,000	370,000	0	
研修会参加負担金	60,000	34,000	26,000	17名参加×2,000円
更新時補助等予備費積立金	150,000	150,000	0	
利息	62	66	△ 4	
合計	1,191,950	1,143,105	△ 48,845	

## 支出の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額		備考
総会費	60,000	73,381	△ 13,381	
会場費	16,000	33,800	△ 17,800	H26職員会館かもがわ, H27ハートピア京都(前払)
通信運搬費	15,000	13,369	1,631	
講師謝礼	20,000	20,000	0	
諸費	9,000	6,212	2,788	
広報費	390,000	386,685	3,315	
印刷費	225,000	216,000	9,000	
通信運搬費	70,000	58,945	11,055	
普及啓発費	90,000	110,000	△ 20,000	
諸費	5,000	1,740	3,260	
建築協定更新時補助金	310,400	315,600	△ 5,200	
	52,400	44,800	7,600	桂坂もみのき第1地区(112区画)
	107,200	112,800	△ 5,600	桃山南大島町地区(282区画)
	29,600	35,600	△ 6,000	桂坂さくら第1地区(89区画)
	115,600	116,400	△ 800	阪急桂南住宅地区(291区画)
	5,600	6,000	△ 400	桂坂センター地区(15区画)
役員会費	62,000	68,271	△ 6,271	
会場費	18,000	15,130	2,870	
通信運搬費	12,000	10,493	1,507	
諸費	32,000	42,648	△ 10,648	
研修会費	210,000	180,546	29,454	
研修会実施費	195,000	175,913	19,087	
通信運搬費	10,000	4,633	5,367	
諸費	5,000	0	5,000	
意見交換会・勉強会	52,000	18,112	33,888	
会場費	20,000	0	20,000	ひと・まち交流館京都ワークショップルーム
通信運搬費	7,000	3,932	3,068	
講師謝礼	20,000	10,000	10,000	ファシリテーター1名
諸費	5,000	4,180	820	
まちづくりセンター会員費	50,000	50,000	0	
維持費	20,600	20,446	154	
雑費	5,000	1,262	3,738	
事業費合計(補助金対象)	1,160,000	1,114,303	45,697	
更新時補助等予備費積立金	0	0	0	
その他	0	0	0	
予備費	31,950	0	31,950	
繰越金	0	28,802	△ 28,802	
合計	1,191,950	1,143,105	48,845	

更新時補助等予備費勘定

議案 1-2

収入の部

項目	決算額	備考
積立金残高	202,650	
利息	32	
更新時補助等予備費積立金	0	
合計	202,682	

支出の部

項目	決算額	備考
更新時補助金補填	150,000	
繰越金	52,682	
合計	202,682	

平成27年3月31日

以上のとおり、平成26年度の会計報告をいたします。

京都市建築協定連絡協議会 会計 調子 益夫 印

平成27年4月22日に上記について、関係書類等进行检查した結果、適正に処理されていることを確認いたしましたのでここに報告いたします。

京都市建築協定連絡協議会 会計監査 服部 真貴子 印

## 平成 27 年度事業計画（案）

(平成 27 年)	4 月 16 日 (木)	第 1 回「役員会」 (議題：平成 27 年度事業計画・予算案)
	5 月中旬	第 2 回「役員会」 (議題：平成 27 年度総会)
	6 月 7 日 (日)	平成 27 年度総会 (第 1 部：議事，第 2 部：研修)
	7 月中旬	第 3 回「役員会」 (議題：平成 27 年度活動内容，総会総括，他都市研修会)
	8 月上旬	広報紙「建築協定だより」第 38 号発行
	9 月上旬	第 4 回「役員会」 (議題：他都市研修会)
	10 月下旬	他都市研修会 (訪問先：未定)
	11 月下旬	第 5 回「役員会」 (議題：25 周年記念事業)
(平成 28 年)	1 月下旬	京都市建築協定連絡協議会 25 周年記念事業 (テーマ：未定)
	2 月下旬	第 6 回「役員会」 (議題：建築協定だより第 39 号，平成 27 年度活動総括)
	3 月中旬	広報紙「建築協定だより」第 39 号発行

## 京都市建築協定連絡協議会平成 27 年度予算(案)

## 収入の部

(単位 円)

項目	平成 27 年度予算額	備考
前年度繰越金	28,802	
京都市建築協定連絡協議会補助金	462,200	事業費 924,400 × 1/2 (924,400 = 946,070 - 21,670)
建築協定連絡協議会負担金	455,000	
協定地区運営委員会負担金	375,000	
研修会参加負担金	80,000	研修会参加者見込 40名 × 2,000円
更新時補助金積立金	0	
利息	68	
合計	946,070	

## 支出の部

(単位 円)

項目	平成 27 年度予算額	備考
総会費	45,000	
会場費	20,000	
通信運搬費	15,000	
諸費	10,000	
広報費	375,000	広報紙発行(年 2 回)、表示看板設置補助等
印刷費	220,000	
通信運搬費	60,000	
普及啓発費	90,000	
諸費	5,000	
建築協定更新時補助金	84,400	
	52,000	久我の杜東地区 (13 区画 × 400 円)
	79,200	桂坂くすのき東地区 (198 地区 × 400 円)
役員会費	70,000	役員会 (6 回)
会場費	18,000	
通信運搬費	10,000	
諸費	42,000	
研修会費	240,000	他都市 1 回
研修会実施費	200,000	
通信運搬費	15,000	
諸費	5,000	
25 周年記念事業	100,000	
会場費	20,000	
通信運搬費	15,000	
講師謝礼	50,000	
諸費	15,000	
ホームページ委託費	0	移行作業に伴い、H26 年度に前払済
雑費	5,000	振込み手数料等
維持費	5,000	備品維持管理費
予備費	21,670	(補助対象外)
繰越金	0	(補助対象外)
合計	946,070	

補助対象額  
計 924,400 円

※ただし、項目間の流用は認める。

## ■更新時補助等予備費勘定

## 収入の部

(単位 円)

項目	平成 27 年度予算額	備考
積立金残高	52,682	
更新時補助等予備費積立金	0	ただし、H26 年度事業終了時に余剰金があった場合は、その中から一部を積立金に充てるものとする。
合計	52,682	

## 支出の部

項目	平成 27 年度予算額	備考
更新時補助金補填	0	
繰越金	52,682	
合計	52,682	



## 京都市建築協定連絡協議会規約の改正（案）の要点

### 総会の議長（第8条第2項）の改正

会長は総会において会員からの質問要望に回答しなければならない立場であることから、公平を期す議長は出席した者の中から選出することとします。

#### 【改正対照表（抄）】

現 行	改正後
<p>(総会)</p> <p>第8条 総会は、会長が年1回招集する。ただし、会長が必要であると認めた場合は臨時に招集することができる。</p> <p>2 <u>総会の議長は、会長が務める。</u></p> <p>3 総会は、次に掲げる事項を審議，議決する。</p> <p>(1) 前年度の事業報告及び決算報告</p> <p>(2) 当該年度の事業計画及び予算</p> <p>(3) 規約の改正</p> <p>(4) その他重要事項</p> <p>(以下，略)</p>	<p>(総会)</p> <p>第8条 総会は、会長が年1回招集する。ただし、会長が必要であると認めた場合は臨時に招集することができる。</p> <p>2 <u>総会の議長は、その総会に出席した者の中から選出する。</u></p> <p>3 総会は、次に掲げる事項を審議，議決する。</p> <p>(1) 前年度の事業報告及び決算報告</p> <p>(2) 当該年度の事業計画及び予算</p> <p>(3) 規約の改正</p> <p>(4) その他重要事項</p> <p>(以下，略)</p>

## 京都市建築協定連絡協議会規約

### (目的)

第1条 京都市建築協定連絡協議会（以下「本会」という。）は、京都市長が認可した建築協定（以下「建築協定」という。）の運営委員会が相互に連絡を取り合い、情報交換、普及啓発を行うことにより、建築協定制度の有効な活用を図り、建築協定地区の良好な環境を維持増進することを目的とする。

### (会員)

第2条 本会は、加入する各建築協定の運営委員会（以下「各運営委員会」という。）により構成する。

2 会員は、本会の構成員である各運営委員会とする。

### (役員等)

第3条 本会には、次の役員を置く。

会長 1名            副会長 2名            会計 1名            幹事 若干名

2 本会には、会計監査 2名以内を置く。

3 本会には、顧問若干名を置くことができる。

### (役員等の選出)

第4条 役員は、各運営委員会の委員又は各運営委員会の設置根拠となる建築協定に合意している者のうち当該運営委員会の推薦を受けた者の中から、総会において、互選により選出する。ただし、欠員が生じた場合は、第9条に定める役員会（以下「役員会」という。）の議決によって補充することができる。

2 会計監査及び顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

### (役員等の任務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 幹事は、本会の運営に必要な活動を行う。

4 会計は、本会の経理に関する業務を処理する。

5 会計監査は、会計報告の監査に関する業務を処理する。また、本会の運営に必要な活動の補助をすることができる。

6 顧問は、本会の運営に関する助言をすることができる。

### (役員等の任期)

第6条 役員、会計監査及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員及び会計監査は、その任期満了後も後任者が就任するまではその任務を行う。
- 3 役員は、その任期中に第4条第1項に定める要件を満たさなくなった場合においても、役員会の承認を得た場合は、任期が満了するまではその任務を行う。ただし、各運営委員会の設置根拠となる建築協定に合意している者に限る。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、当分の間、京都市都市計画局建築指導部建築指導課に設ける。

(総会)

第8条 総会は、会長が年1回招集する。ただし、会長が必要であると認めた場合は臨時に招集することができる。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議、議決する。
  - (1) 前年度の事業報告及び決算報告
  - (2) 当該年度の事業計画及び予算
  - (3) 規約の改正
  - (4) その他重要事項

(総会の成立及び議決)

第9条 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。

2 総会においては、会員である各建築協定の運営委員会の委員長の出席をもって、当該会員の出席とする。また、委員長が欠席の場合で、次のいずれかに該当する場合も、当該会員が出席したものとみなす。

- (1) 議長に対し、総会の議事にかかる権限に関して、各建築協定の運営委員会の委員長が委任状を提出した場合
- (2) 各建築協定の運営委員会の委員長から委任を受けた者が出席した場合

3 総会の議決は、出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し本会の会務を執行する。ただし、軽易な会務は会長が処理し、これを役員会に報告する。

2 役員会は、前条の規定に関わらず、事業年度開始日から総会で議決されるまでの間に必要となる事業活動及び予算に関し、決定することができる。

(会計)

第11条 本会の運営に必要な経費は、会員からの負担金の合計に京都市からの補助金を加えたものとする。

2 前項の負担金は、別表に掲げる額とする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会の承認を得て会長が定める。

2 第11条の負担金が未納の会員は、会員としての資格を失う。

附 則

この規約は、平成2年9月8日から施行する。

附 則 (平成3年6月15日)

この規約は、平成3年6月15日から施行する。

附 則 (平成7年6月17日)

この規約は、平成7年6月17日から施行する。

附 則 (平成11年8月28日)

この規約は、平成11年8月28日から施行する。

附 則 (平成16年6月12日)

この規約は、平成16年6月12日から施行する。

附 則 (平成19年6月2日)

この規約は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成21年6月13日)

この規約は、平成21年6月13日から施行する。

附 則 (平成25年6月1日)

この規約は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月7日)

この規約は、平成26年6月7日から施行する。

別表

規模別負担表

(円/年額)

規模別 (戸)	計算式	分担金/地区当たり
1 ~ 25	$13 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 1,780$	2,000
26 ~ 50	$38 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 3,280$	3,000
51 ~ 75	$63 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 4,780$	5,000
76 ~ 100	$88 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 6,280$	6,000
101 ~ 125	$113 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 7,780$	8,000
126 ~ 150	$138 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 9,280$	9,000
151 ~ 175	$163 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 10,780$	11,000
176 ~ 200	$188 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 12,280$	12,000
201 ~ 225	$213 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 13,780$	14,000
226 ~ 250	$238 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 15,280$	15,000
251 ~ 275	$263 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 16,780$	17,000
276 ~ 300	$288 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 18,280$	18,000
301 ~ 325	$313 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 19,780$	20,000
326 ~ 350	$338 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 21,280$	21,000
351 ~ 375	$363 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 22,780$	23,000
376 ~ 400	$388 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 24,280$	24,000
401 ~ 425	$413 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 25,780$	26,000
426 ~ 450	$438 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 27,280$	27,000
451 ~ 475	$463 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 28,780$	29,000
476 ~ 500	$488 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 30,280$	30,000
501 ~ 525	$513 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 31,780$	32,000
526 ~ 550	$538 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 33,280$	33,000
551 ~ 575	$563 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 34,780$	35,000
576 ~ 600	$588 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 36,280$	36,000
601 ~ 625	$613 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 37,780$	38,000
626 ~ 650	$638 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 39,280$	39,000
651 ~ 675	$663 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 40,780$	41,000
676 ~ 700	$688 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 42,280$	42,000
701 ~ 725	$713 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 43,780$	44,000
726 ~ 750	$738 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 45,280$	45,000
751 ~ 775	$763 \times 60 \text{ 円/戸} + 1,000 = 46,780$	47,000

776 ~ 800	$788 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 48,280$	48,000
801 ~ 825	$813 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 49,780$	50,000
826 ~ 850	$838 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 51,280$	51,000
851 ~ 875	$863 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 52,780$	53,000
876 ~ 900	$888 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 54,280$	54,000
901 ~ 925	$913 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 55,780$	56,000
926 ~ 950	$938 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 57,280$	57,000
951 ~ 975	$963 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 58,780$	59,000
976 ~ 1000	$988 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 60,280$	60,000
1001 ~ 1025	$1013 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 61,780$	62,000
1026 ~ 1050	$1038 \times 60 \text{ 円} / \text{戸} + 1,000 = 63,280$	63,000

備考：規模（戸数）については、事業年度開始日を基準とする。

## 1 建築協定連絡協議会会員数（平成 27 年 3 月 31 日時点）

会員数 36

（加入地区数：57 地区 加入率：約 88%）

## 2 昨年度の認可状況（平成 27 年 3 月 31 日時点）

京都市内の建築協定地区数：65 地区

地区名	認可日	区画数の変化	備考
西京区 桂坂もみのき第 1 地区	H26.12.4	131 → 112	更新（一人型→合意型）
伏見区 桃山南大島町	H27.1.5	268 → 282	更新（合意型→合意型）
西京区 桂坂さくら第 1 地区	H27.1.19	74→89	更新（一人型→合意型）
西京区 阪急桂南住宅地区	H27.3.3	289→291	更新（合意型→合意型）
西京区 桂坂センター地区	H27.3.27	14→15	更新（合意型→合意型）

## 3 今年度に有効期限を迎える地区

地区名	有効期間満了日	区画数
西京区 久我の杜（東）住宅地区	H27.11.27	13
西京区 桂坂くすのき東地区	H27.12.11	198

## 4 表彰制度への推薦

平成 26 年度京都市自治記念式典における表彰の受章（H26.10.15）

	氏名 又は 地区名	経歴等
個人	伊藤 哲	京都市建築協定連絡協議会役員（H10～）
地区	左京区 長谷住宅地区	（当初認可時）S51.2.19 発効（38 年目）
	西京区 ガーデンハウス洛西境谷公園住宅地区	（当初認可時）S59.3.27 発効（30 年目）
	西京区 桂坂あかしあ地区	（当初認可時）S63.9.3 発効（25 年目）

## 5 建築協定地区表示看板の設置等に係る補助金交付

平成 26 年度 補助金交付状況：新設 0 件，補修 3 件

地区名	補修／新設
左京区 北大路高野住宅地区	補修
中京区 夷町・松屋町地区	補修
西京区 ガーデンハウス洛西境谷公園住宅地区	補修

## 6 京都市建築協定連絡協議会事務局（平成 27 年度）

事務局（京都市都市計画局建築指導部建築指導課）

中山 雅永（建築指導課長）

磯林 雅之（企画基準係長）

山脇 佳子（担当係員）